

家庭保育所制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が児童の保護者又は扶養義務者（以下「保護者」という。）の労働、疾病等により保育を必要とする児童を家庭保育所において、乳幼児の最善の利益を考慮した保育を行うため、家庭保育所の施設長に対し、児童の入所あっせんを行い、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭保育所：別表1に定める要件を満たす施設であって、市長の指定を受けたものをいう。

(2) 児童：本市に居住し、別表1の(6)に該当する者をいう。

(家庭保育所の指定)

第3条 家庭保育所として指定を受けようとする者は、「家庭保育所指定申込書」（様式第1号）に別表2に定める申込書類を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、別表1に定める要件及び認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇児発第177号）に定められた認可外保育施設指導監督基準を満たすことを書類審査及び現地調査により確認するとともに、保育所入所待機児童数、人口、就学前児童数等に係る数量的かつ地域的な現状及び方向から推計される保育需要を踏まえて、指定の可否を決定し、可とするものについては、前項の規定により申し込んだ者に対し「家庭保育所指定書」（様式第3号）により通知するものとする。

(家庭保育所の指定辞退、指定取消及び児童定数の変更)

第4条 市長は、前条第2項の規定により指定を受けた保育所（以下「指定家庭保育所」という。）の施設長（以下「施設長」という。）から「家庭保育所指定辞退願」（様式第4号）が提出され、これを適当と認めた場合は、「家庭保育所指定辞退承認通知書」（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、指定家庭保育所が、別表1の(2)から(5)までに定める要件を欠いたとき、

その他市長が指定家庭保育所の指定を不相当と認める場合は、当該指定家庭保育所の指定を取り消し、施設長に対し、その旨を「家庭保育所指定取消通知書」（様式第6号）により通知するものとする。

- 3 市長は、指定家庭保育所の児童定数を変更することが相当と認める場合は児童定数を変更し、施設長に対し、その旨を「家庭保育所児童定数変更通知書」により通知するものとする。

（児童の入所）

第5条 児童の入所あっせんを受けた施設長は、当該児童の保育を拒否することができないものとする。

（延長保育の申込み）

第5条の2 延長保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、延長保育利用申込書をあらかじめ施設長に提出しなければならない。

- 2 施設長は、前項の申込みを承諾したときは、当該申込者に延長保育利用承諾書を交付するものとする。

（運営費等）

第6条 市長は、次項に定める保育委託料の児童数分、別表3により算出した賞与加算委託料及び別表4のそれぞれの規定により算出した光熱水費、給食費、保育等材料費、保育特別対策費、長時間保育対策費、延長保育対策費、施設借上等補助金、施設改修補助金及び賠償責任保険補助金を施設長に支給するものとする。

- 2 保育委託料は、児童1人当たりの月額とし、次項に定める委託料基本額から第7条第1項及び第2項に定める保育料を差し引いた額とする。
- 3 委託料基本額は、100,390円とする。
- 4 施設長は、当該月の委託料を毎月10日までに請求するものとする。
- 5 施設長の請求を受けた時は提出書類を確認のうえ、当該月の24日（当日が金融機関の休業日であるときは、その前営業日）に委託料を支払うものとする。
- 6 前項により市長が支払った委託料に過不足が生じたときは、精算するものとする。
- 7 市長は、予算の範囲内で保育に必要な備品を定め貸与するものとする。
- 8 前項の規定により貸与した備品は、当該施設を閉鎖したときは、市長に返還しな

ればならない。

9 市長は、入所児童、施設長及び保育従事者に対し、健康診断を実施するものとする。

(費用)

第7条 家庭保育所に入所する児童の保育料は、保育標準時間認定児童については、豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る費用の負担等に関する規則（平成30年規則第54号。以下「規則」という。）第3条第1項第2号に定める保護者負担額に0.75を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とし、保育短時間認定児童については、第3条第1項第3号に定める保護者負担額に0.75を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

2 規則第5条から第7条の規定は、家庭保育所の保育料について準用する。

3 延長保育料は、豊中市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（平成30年規則第53号）第7条第1項第1号に定める額とする。

4 保育料は、保護者が施設長に直接納付し、その納付方法及び納付時期については、保護者と施設長が協議して定めるものとする。

5 施設長は、保育料以外の費用は、保護者から徴収することができないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

6 保護者は、入所児童の保育に関し、必要な用品があれば持参するものとする。

(最低保障等)

第8条 市長は、安心して児童の保育に専念し、施設長の収入の安定を図るため、施設長に対し最低保障を行うものとする。

2 前項の規定による最低保障は、入所のあっせん児童数が、別表5に定める最低保障数を下回る場合、当該下回った児童数分の委託料基本額を保障するものとする。

3 市長は、保育料および延長保育料を控除及び減免した場合並びに延長保育料を無料にした場合は、その控除及び減免した額並びに延長保育料を無料にした額を保障するものとする。

4 市長は、施設長が疾病、災害等のため保育上、入所児童の一部を減数することが適当と認めるときは、定数を変更することができる。

5 市長は、前項の規定により定数を変更したときは、1年間の限度内において減数した分の委託料基本額を、保障するものとする。この場合における保障は、最初の3ヶ

月間は100%、4ヶ月以降については80%とする。

- 6 市長は、第4条第3項により保育所の児童定数を減じた場合、減数保障として、次の算式により得た額を支払うものとする。なお、保育従事者がこれに伴い退職した場合の退職一時金は、この内に含む。

(算式)

定数を変更した前月の委託料基本額×児童定数差×別表6の実績年数によって
区別した基準月数

(閉所に要する費用補填)

- 第9条 市長は、第4条第1項の規定により家庭保育所の指定辞退願を承認した場合又は施設長が満65歳に達する日以後最初の3月31日に達した場合であって閉所に要する費用補填を適当と認めるときは、次の算式により得た額を閉所に要する費用補填として支払うものとする。

(算式)

(ア) 家庭保育所指定辞退願を承認した場合

家庭保育所指定辞退願を承認した月の委託料基本額×指定を辞退した月の児童定数×別表6の実績年数によって区別した基準月数

(減数保障分は除く)

(イ) 施設長が満65歳に達する日以後最初の3月31日に達した場合

満65歳に達した当該年度末月の委託料基本額×満65歳に達した当該年度末月の児童定数×別表6の実績年数によって区別した基準月数

(減数保障分は除く)

(施設長への指示等)

- 第10条 市長は、施設長に対し、保育に関わる指示を行うものとする。

- 2 市長は、指定家庭保育所に、看護師又は保健師を、施設長からの依頼又は必要に応じて派遣し、児童の健康管理について適切な指示を行うものとする。
- 3 市長は、指定家庭保育所に保育士又は栄養士を巡回派遣し、こどもの人権に十分配慮した保育の充実と合わせ、必要に応じて適切な指示を行うものとする。

(施設長の遵守事項)

- 第11条 施設長は、市長が入所のあつせんをした児童以外の児童を当該保育所において

保育してはならない。

- 2 施設長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）を遵守し、保育の実施に当たっては保育所保育指針を尊重しなければならない。
- 3 施設長は、労働基準法、職業安定法その他関係法令を遵守しなければならない。
- 4 施設長は、保育従事者が保育業務の遂行にかかわって、基本的人権についての正しい認識をもって対応できるよう適切な研修等を実施するとともに、保育に関し必要な指導監督を行わなければならない。
- 5 施設長は、保育従事者の健康管理に留意し、適切な指示を与えなければならない。
- 6 施設長は、入所児童の健康及び安全管理に細心の注意を払うとともに、あらかじめ医師を指定しておき、急を要する場合に備えなければならない。
- 7 施設長は、家族又は同居者がある場合、その家族又は同居者の健康管理に細心の注意を払うものとする。
- 8 施設長が疾病、災害等により、入所児童の保育を行うことができなくなったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 9 施設長が保育従事者を変更し、又は新たに置く場合、別表2中の1、2及び3の書類を添えて市長に申し出て、その承認を得なければならない。
- 10 施設長は、入所児童の保育に関し、市長の指示に従わなければならない。
- 11 施設長は、入所児童に給食を実施しなければならない。この場合において、給食は、できる限り変化に富み、調理方法も児童の身体的状況を配慮するものとする。
- 12 施設長及び保育従事者は、豊中市個人情報保護条例を遵守して、業務上知り得た個人情報その他の情報を他に漏らしてはならない。また、指定辞退又は指定取消後においても、同様とする。
- 13 施設長は、避難訓練の具体的計画を立て、常に安全確保に心がけるとともに、毎月、避難訓練を実施しなければならない。
- 14 施設長は、登降所時間表、延長保育関係書類及び給食日誌を毎月5日までに、年間の収支決算報告書（年報）を毎年度終了後に、提出しなければならない。
- 15 施設長は、指導計画、保育日誌、収支報告書（月報）、避難訓練実施報告書、施設安全点検表、自主衛生点検表及び領収書等帳簿類を整え、市長の求めに応じてこれらを提出しなければならない。

（仕入控除）

第18条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、

様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指定家庭保育所に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

(昭和47年4月1日実施の家庭保育所制度実施要綱を全文改正する。)

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年3月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 平成18年4月1日において、現に改正前の本要綱により、家庭保育所の認可を受けている者は家庭保育所の指定を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成21年8月3日から実施する。

2 平成21年5月分の保育料については、第8条第1項第1号エ又は同項第2号アに該当する者を除き、別表第3による保育料の額に25分の8を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を控除する。

3 前項の場合における第8条第1項第1号（エを除く。）の規定の適用については

，同号中「保育料」とあるのは，「保育料から附則第2項の規定により得た額を控除して得た額」とする。

- 4 平成21年5月分の延長保育料（月額のものに限る。）については，別表第4による延長保育料の額に25分の8を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは，これを切り上げた額）を控除する。

附 則

- 1 この要綱は，平成22年4月1日から実施する。
- 2 平成22年4月分から平成23年3月分までの保育料に限り，改正後の家庭保育所制度実施要綱別表3の規定の適用については，同表D階層の項中「58,500円」とあるのは，「50,800円」とする。

附 則

この要綱は，平成23年3月29日から実施する。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成27年9月1日から実施し，平成27年4月1日から適用する。ただし，別表3備考1ただし書き及び別表3備考3ただし書きについては，平成27年9月からの保育料算定時より適用する。

附 則

この要綱は，平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成30年9月1日から実施する。ただし，別表1(4)については，平成30

年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

別表 1

項 目	内 容
(1) 定 員	原則として8人以上12人以下であること。
(2) 設 備	<ol style="list-style-type: none">1 保育に供する室（以下「保育室」という。）は通風及び採光が確保されていること。2 保育室は、原則として児童1人当たり3.3㎡以上の面積が確保され、清潔に保たれていること。 ただし、平成3年3月31日以前に指定の保育所については保育室が1室9.9㎡以上であり、児童1人当たり2.475㎡以上の面積とする。3 施設の建築物、構造及び設備等については、消防法及び建築基準法の規定に適合するものであること。4 保育室は1階に設けること。ただし、避難経路が十分に確保されている場合はその限りでない。5 児童の遊戯に適する広さの遊び場を敷地内に有するか又は付近に、これに代わる公園があること。6 給食を行う設備を有し常に清潔に保たれていること。7 非常災害に備え、消火用具及び非常口が設けられていること。

<p>(3) 施設長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人及びその家族が社会福祉に理解があり，健康で児童の保育に熱意及び愛情を有する者 2 原則として市内に居住する満 20 歳以上，満 65 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者 ただし，新たに施設長になろうとする者の年齢は満 20 歳以上，満 45 歳未満とする。 3 保育士の資格を有する者 4 他に職業を有せず，当該保育所に入所した児童の保育に自ら従事できる者 5 原則として持ち家とする。ただし，保育所専用施設として借上げる場合はこの限りでない。 6 これまでに家庭保育所の指定を辞退し，又は取り消されたことがない者
<p>(4) 保育従事者の資格及び配置基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育従事者は保育士・看護師・准看護師・保健師いずれかの有資格者、または子育て支援員研修（地域保育コース）を修了した者とする。 ただし，現に雇用されている場合は，この限りではない。 新たに保育従事者を雇用する場合は，上記の資格を求めるものとする。 2 保育従事者 1 人につき，児童の数は 3.5 人以下とする。 3 保育従事者定数分は正規職員（常勤職員）であること。 4 保育時間内は基本的に 2 人以上保育従事者を配置すること。 5 子育て支援員研修を修了した者を保育従事者として配置する場合は必ず保育士・看護師・准看護師・保健師との複数配置とすること。 ただし、この規定を適用するときは 3 分の 2 以上を保育士・看護師・准看護師・保健師とすること。

<p>(5) 開設日数及び保育時間</p>	<p>1 保育日は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律により休日となる日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日とする。 ただし、災害及びその他特別な事情があるときは、臨時に休所することができる。</p> <p>2 ①保育時間は、保育標準時間認定児童については、午前7時から午後6時までとし、保育短時間認定児童については、午前9時から午後5時までとする。 ②延長保育時間は、保育標準時間認定児童を午後6時から午後7時までとし、保育短時間認定児童を午前7時から午前9時及び午後5時から午後7時とする。 ③市長が必要と認めるときは、保育時間を短縮し、又は延長することができる。</p>
<p>(6) 対象児童</p>	<p>1 原則として生後8週間を超え満3歳未満の児童 2 当該施設長と3親等以内の親族関係でない児童</p>

別表2

申 込 書 類
<p>1 申込者及び保育従事者の履歴書（保育従事者の場合は履歴書の写し） 2 申込者及び保育従事者の資格証明書写し 3 申込者及び保育従事者の健康診断書写し 4 誓約書（様式第2号） 5 土地・建物図面（保育所分朱記） 6 施設賃貸契約書</p>

別表3

賞与加算委託料

定数	保育士定数	1施設月額
8	3人	30,000円
9	3人	30,000円
10	3人	30,000円
12	4人	40,000円

別表 4

1 光熱水費	児童1人当月額	1,760円
2 給食費	① 児童1人当月額 児童が次に掲げる場合にあっては、その月の給食費の額は日割計算による額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる）とする。 (1)月の途中で入所した場合 (2)月の途中で退所した場合 ② アレルギー食材対応が必要な児童1人当月額	12,080円 6,040円
3 保育等材料費	1 施設月額（8名施設） 1 施設月額（9名施設） 1 施設月額（10名施設） 1 施設月額（12名施設）	14,810円 15,370円 15,940円 17,070円
4 保育特別対策費 ①安全確保対策費 保育中における繁雑時間帯の児童の安全を確保するための費用 ②保育特別対策費 保育士配置基準（3.5:1）を満たすための費用	① 1 施設月額 ② 定数 保育士定数 入所児童数	137,540円 8 3人 8人 137,540円 9 3人 8人以上 137,540円 10 3人 9人以上 137,540円 12 4人 11人以上 137,540円
5 長時間保育対策費 午前7時から午後6時までの保育を実施するための費用	1 施設月額	156,260円
6 延長保育対策費 午後6時00分から午後7時までの保育を実施するための費用	延長保育の利用があったとき	2,900円×延長保育日数

7 施設借上等補助金	新たに保育所を開設し、専用施設として借上げた場合は借上料（月額）の10分の8を補助する。ただし、130,000円を限度とする。 その他については一律16,000円（月額）を補助する。
8 施設改修補助金	① 新たに保育所として開設するにあたり改修を必要とした場合、500,000円を限度として補助する。 ② 児童の安全管理を図るためインターホンを設置した場合（予算の範囲内） ただし、①②とも1回を限りとする。
9 賠償責任保険補助金	1 施設年額（8名施設） 24,000円 1 施設年額（9名施設） 27,000円 1 施設年額（10名施設） 30,000円 1 施設年額（12名施設） 36,000円 上記の金額を限度とする。

別表5 最低保障基準表

児童定数	最低保障数
8名	8名
9名	8名
10名	9名
12名	11名

別表6

実績年数	基準月数
5年未満	3月
5年以上，10年未満	6月
10年以上，15年未満	12月
15年以上，20年未満	14月
20年以上，25年未満	16月
25年以上	18月